2023年7月14日

各 位

## 爱媛銀行

## 国立大学法人愛媛大学と遺贈寄付の協定を締結しました!

当行(頭取 西川義教)と株式会社伊予銀行は、国立大学法人愛媛大学(以下「愛媛大学」) との間で、お客さまの遺産を愛媛大学に寄付するための協定を締結しましたので、下記のと おりお知らせいたします。

当行は株式会社伊予銀行・三井住友信託銀行株式会社とともに、2016年6月に愛媛大学との間で「遺言信託」を活用した遺贈寄付に関する協定を締結していますが、今回、新たに「遺言代用信託」を活用した遺贈寄付に関する協定を締結し、従来よりも多様な手段で寄付ができるようになりました。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客さまから「遺産を地域のために役立てたい」、「遺産を教育のために活用してもらいたい」というお申し出を受けることが増加しています。このようなご厚意にお応えするため、愛媛大学と協定を締結し、それぞれが取り扱う相続関連商品・サービスを活用して、遺産を愛媛大学に寄付するための仕組みを再構築いたしました。

例えば、遺贈寄付を目的とした遺言代用信託を活用すれば、お客さまにご相続が発生した際に、お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、あらかじめご指定いただいた愛媛大学に寄付できるようになります。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えし、地域貢献・発展につながる商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

## 1. 締結日

2023年7月14日(金)

## 2. 相続関連商品・サービス(当行取扱商品)

名 称	商品・サービスの概要
ひめぎん・結ぶ思いやり 遺言代用信託 <sup>※1</sup>	<ul><li>・お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、ご相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする遺言代用信託商品です。</li><li>・「遺贈寄付特約」によって受取人に愛媛大学をご指定いただくことができ、ご相続が発生した際に、お預かりした金銭を愛媛大学に寄付することができるようになります。</li></ul>
遺言信託※2	・三井住友信託銀行がお客さまの遺言書作成のお手伝い、遺言書の保管、相続発生後の遺言執行を行うサービスです。 ・遺言書の中で、愛媛大学を遺産の全部または一部の受取人として 指定しておくことで、ご相続発生後に愛媛大学に遺産が寄付され ます。

- ※1 オリックス銀行株式会社の信託契約代理店として取扱いたします。
- ※2 三井住友信託銀行株式会社の信託契約代理店として取扱いたします。



変革への挑戦 2nd stage

~地域再起動のプラットフォーマーへ~

【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部

TEL 089 (933) 1111

